

**I 令和4年度（2022年度）
市町村決算の概要（速報値）について**

- 1. 普通会計決算の概要 P1 ~ P7
- 2. 地方公営企業会計決算の概要 P8 ~ P13

**II 令和4年度（2022年度）
市町村決算に係る健全化判断比率等の
概要（速報値）について**

- 1. 健全化判断比率 P14~ P15
- 2. 公営企業の資金不足比率 P16

**III 令和2年7月豪雨被災市町村の状況について
（特定地方公共団体のみ）**

- 1. 普通会計 P17
- 2. 公営企業会計 P18

IV 用語の説明

- 1. 普通会計 P19
- 2. 公営企業会計 P20
- 3. 健全化判断比率 P21
- 4. 資金不足比率 P22

担当：熊本県総務部市町村・税務局市町村課（財政班）
TEL：096-333-2107
FAX：096-384-6561

I 令和4年度（2022年度）市町村決算の概要（速報値）について

[注意事項]

- ・ 県内市町村（14市23町8村計45市町村。政令指定都市である熊本市を含む。）の普通会計の決算額及び公営企業会計（一部事務組合及び公営企業型地方独立行政法人が経営するものを含む。）の決算額をまとめたもの。
- ・ 本資料の図表中の数値は、表示単位未満の四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

1. 普通会計決算の概要

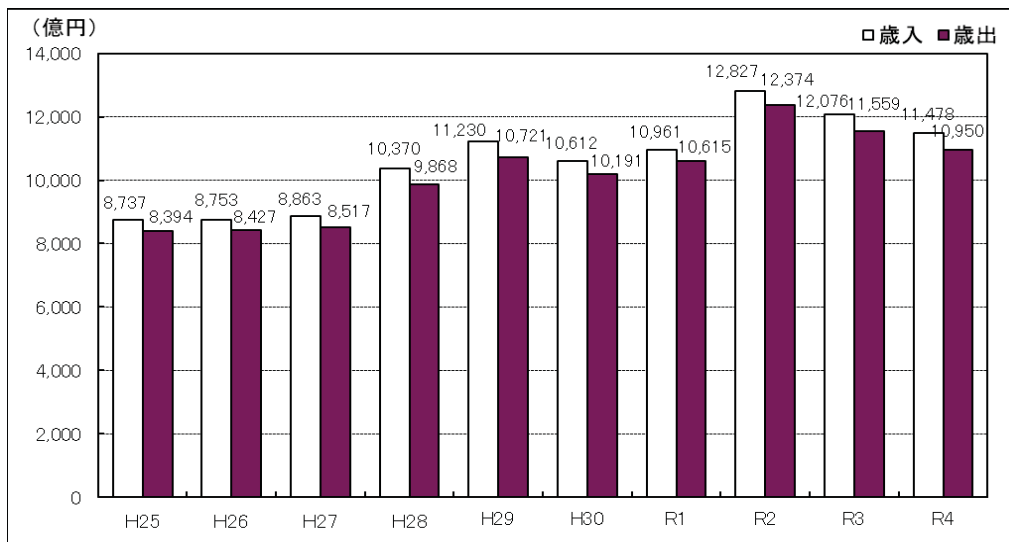
(1) 決算規模及び実質収支

- 歳入** … 歳入総額は、1兆1,478億円と前年度と比べて減少した。
（前年度比599億円減、5.0%減）
- 歳出** … 歳出総額は、1兆950億円と前年度と比べて減少した。
（前年度比609億円減、5.3%減）
- 実質収支** … 実質収支は、424億円の黒字で、全団体が黒字であった。

表1 決算収支

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度増減率		
				令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入総額 A	1,282,701	1,207,625	1,147,768	17.0	▲ 5.9	▲ 5.0
歳出総額 B	1,237,384	1,155,905	1,094,991	16.6	▲ 6.6	▲ 5.3
形式収支 C=A-B	45,318	51,719	52,776	31.1	14.1	2.0
翌年度繰越財源 D	15,090	11,689	10,351	105.1	▲ 22.5	▲ 11.4
実質収支 E=C-D	30,228	40,031	42,425	11.1	32.4	6.0
単年度収支 F	3,024	9,694	2,394	194.6	220.5	▲ 75.3
積立金 G	10,440	16,307	13,016	10.2	56.2	▲ 20.2
繰上償還金 H	87	149	540	118.7	70.3	263.5
積立金取崩し額 I	15,255	8,479	7,583	4.7	▲ 44.4	▲ 10.6
実質単年度収支 J=F+G+H-I	▲1,704	17,670	8,367	79.4	1137.2	▲ 52.7

図1 決算規模の推移



(2) 歳入

歳入決算額は、地方税が増加した一方で、国庫支出金、地方債が減少したことから、前年度の1兆2,076億25百万円を598億57百万円（5.0%）下回り、1兆1,477億68百万円となった。

【主な増減要因】

- ・地方税は、新型コロナウイルス感染症対策に係る固定資産税の特例措置が終了したことによる増等により、105億円（4.4%）の増となった。
- ・国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る子育て世帯等臨時特別支援事業の減等により、359億79百万円（13.0%）の減となった。
- ・地方債は、平成28年熊本地震に係る被災庁舎建替事業の完了に伴う災害復旧事業債の減、臨時財政対策債の減等により、325億89百万円（25.5%）の減となった。

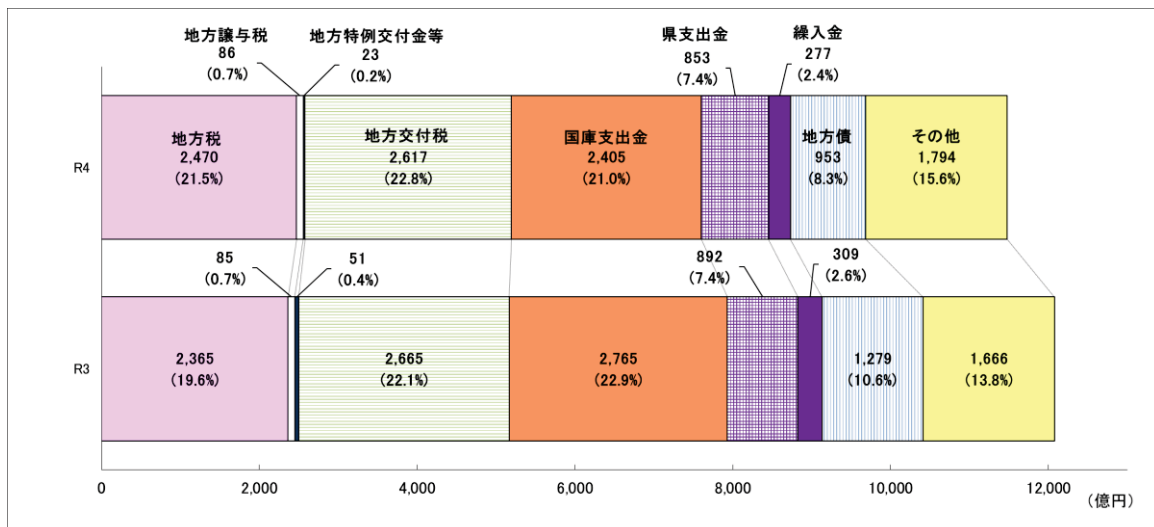
表2 歳入決算額

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税	236,456	19.6	246,956	21.5	10,500	4.4
うち個人市町村民税	89,854	7.4	91,893	8.0	2,040	2.3
うち法人市町村民税	16,361	1.4	17,787	1.5	1,427	8.7
うち固定資産税	100,057	8.3	105,471	9.2	5,415	5.4
地方譲与税	8,468	0.7	8,576	0.7	107	1.3
地方特例交付金等	5,120	0.4	2,254	0.2	▲2,866	▲56.0
地方交付税	266,505	22.1	261,698	22.8	▲4,807	▲1.8
うち普通交付税	237,477	19.7	232,842	20.3	▲4,635	▲2.0
うち特別交付税	29,028	2.4	28,856	2.5	▲172	▲0.6
その他の一般財源	51,116	4.2	53,140	4.6	2,025	4.0
小計(一般財源計)	567,665	47.0	572,625	49.9	4,959	0.9
国庫支出金	276,483	22.9	240,504	21.0	▲35,979	▲13.0
県支出金	89,159	7.4	85,349	7.4	▲3,809	▲4.3
繰入金	30,919	2.6	27,714	2.4	▲3,205	▲10.4
地方債	127,905	10.6	95,316	8.3	▲32,589	▲25.5
うち臨時財政対策債	29,205	2.4	18,136	1.6	▲11,069	▲37.9
その他の特定財源	115,494	9.6	126,261	11.0	10,767	9.3
うち繰越金	43,118	3.6	46,717	4.1	3,599	8.3
歳入合計	1,207,625	100.0	1,147,768	100.0	▲59,857	▲5.0
うち自主財源計	382,480	31.7	400,576	34.9	18,096	4.7

(注) 自主財源とは、地方公共団体自らがその機能を行って調達することができる財源で、地方税・分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入をいう。

図2 歳入決算額構成比の推移



(3) 歳出（目的別）

歳出決算額は、前年度の1兆1,559億5百万円を609億14百万円（5.3%）下回り、1兆949億91百万円となった。

目的別では、公債費が増加した一方で、民生費、災害復旧費、衛生費が減少した。

【主な増減要因】

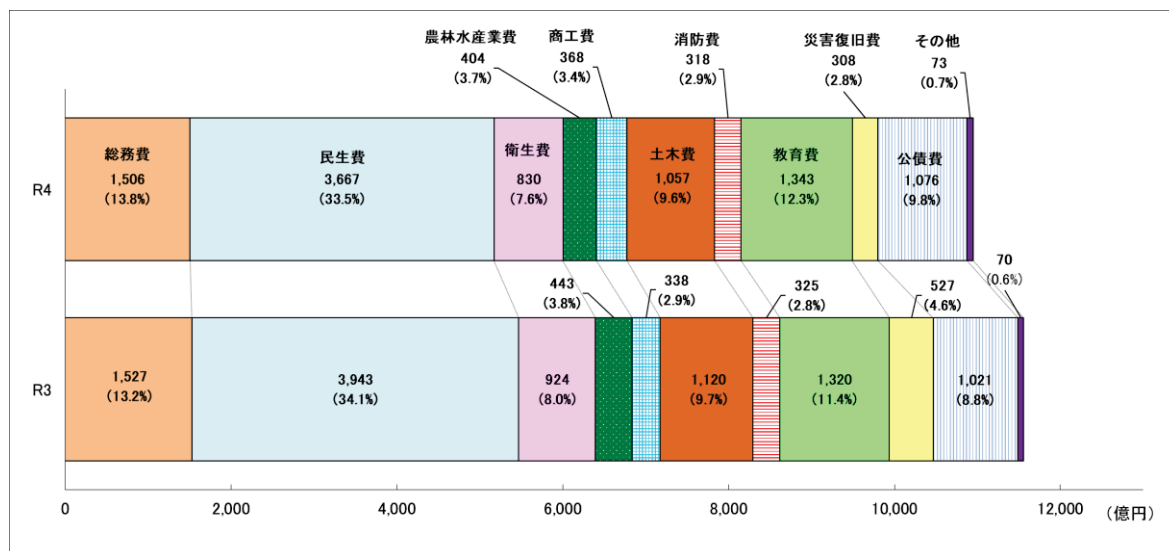
- ・公債費は、平成28年熊本地震に係る災害復旧事業の元利償還の増等により、55億13百万円（5.4%）の増となった。
- ・民生費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る子育て世帯等臨時特別支援事業の減等により、276億23百万円（7.0%）の減となった。
- ・災害復旧費は、平成28年熊本地震に係る被災庁舎建替事業の減等により、218億81百万円（41.6%）の減となった。
- ・衛生費は、令和2年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業の減等により、94億67百万円（10.2%）の減となった。

表3 歳出決算額（目的別）

（単位：百万円、%）

区 分	令和3年度		令和4年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	152,711	13.2	150,625	13.8	▲2,085	▲ 1.4
民 生 費	394,321	34.1	366,699	33.5	▲27,623	▲ 7.0
衛 生 費	92,440	8.0	82,973	7.6	▲9,467	▲ 10.2
労 働 費	403	0.0	487	0.0	84	20.9
農 林 水 産 業 費	44,300	3.8	40,433	3.7	▲3,867	▲ 8.7
商 工 費	33,770	2.9	36,804	3.4	3,034	9.0
土 木 費	111,975	9.7	105,653	9.6	▲6,322	▲ 5.6
消 防 費	32,527	2.8	31,793	2.9	▲734	▲ 2.3
教 育 費	132,043	11.4	134,335	12.3	2,292	1.7
災 害 復 旧 費	52,656	4.6	30,775	2.8	▲21,881	▲ 41.6
公 債 費	102,133	8.8	107,645	9.8	5,513	5.4
そ の 他	6,626	0.6	6,769	0.6	143	2.2
歳 出 合 計	1,155,905	100.0	1,094,991	100.0	▲60,914	▲ 5.3

図3 歳出決算額の構成比（目的別）の推移



(4) 歳出（性質別）

性質別では、補助費等が増加した一方で、扶助費、災害復旧事業費、普通建設事業費が減少した。

【主な増減要因】

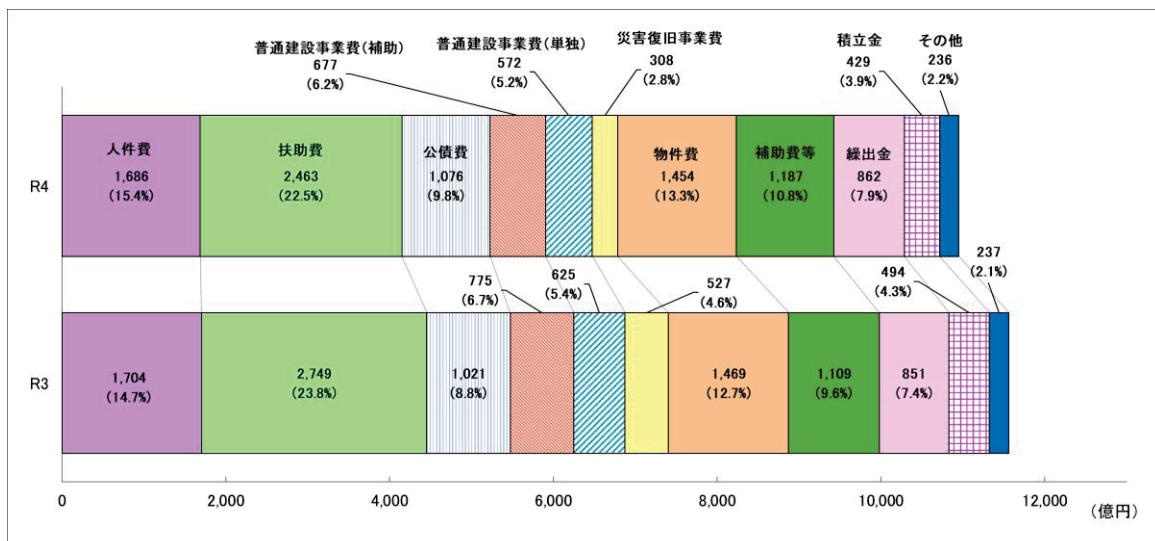
- ・補助費等は、新型コロナウイルス感染症対策経費の増等により、78億22百万円（7.1%）の増となった。
- ・扶助費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る子育て世帯等臨時特別支援事業の減等により、285億34百万円（10.4%）の減となった。
- ・災害復旧事業費は、平成28年熊本地震に係る被災庁舎建替事業の減等により、218億81百万円（41.6%）の減となった。
- ・普通建設事業費は、国産農畜産物供給力強靱化対策事業の減等により、154億23百万円（10.6%）の減となった。

表4 歳出決算額（性質別）

（単位：百万円、%）

区 分	令和3年度		令和4年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	547,341	47.4	522,561	47.7	▲24,780	▲ 4.5
人件費	170,374	14.7	168,616	15.4	▲1,758	▲ 1.0
扶助費	274,874	23.8	246,339	22.5	▲28,534	▲ 10.4
公債費	102,094	8.8	107,606	9.8	5,512	5.4
投資的経費	197,733	17.1	160,429	14.7	▲37,304	▲ 18.9
うち普通建設事業費	145,077	12.6	129,654	11.8	▲15,423	▲ 10.6
うち補助事業	77,503	6.7	67,709	6.2	▲9,794	▲ 12.6
うち単独事業	62,462	5.4	57,239	5.2	▲5,222	▲ 8.4
うち災害復旧事業費	52,656	4.6	30,775	2.8	▲21,881	▲ 41.6
物件費	146,883	12.7	145,357	13.3	▲1,526	▲ 1.0
維持補修費	7,951	0.7	8,867	0.8	916	11.5
補助費等	110,893	9.6	118,715	10.8	7,822	7.1
繰出金	85,053	7.4	86,203	7.9	1,149	1.4
積立金	49,387	4.3	42,862	3.9	▲6,525	▲ 13.2
その他	10,664	0.9	9,997	0.9	▲666	▲ 6.2
歳 出 合 計	1,155,905	100.0	1,094,991	100.0	▲60,914	▲ 5.3

図4 歳出決算額構成比（性質別）の推移



(5) 経常収支比率

経常収支比率は、県内市町村平均（単純平均）で88.3%となり、前年度に比べ2.4ポイント上昇した。

前年度から比率が上昇した団体は39団体、低下した団体は5団体、前年度と同率の団体は1団体となった。

経常収支比率が100%を超えた団体は、令和3年度に引き続きなかった。

全体的に経常収支比率が上昇した主な要因としては、臨時財政対策債等の経常一般財源等が減少するとともに、公債費等の経常経費が増加したことが挙げられる。

表5-1 過去5年の経常収支比率の推移（単純平均）

(単位: %)

区分	H30	R1	R2	R3	R4
市	94.3	96.1	94.4	90.4	92.3
町村	91.6	91.5	90.0	83.8	86.5
市町村	92.4	92.9	91.4	85.9	88.3
全国	90.4	90.9	89.9	85.2	※

(※)…総務省の公表前のため、令和4年度の全国の経常収支比率は空欄としている(～3月下旬に公表)

表5-2 過去5年の経常収支比率の段階別団体数

区分	H30	R1	R2	R3	R4
95%以上	10	14	10	4	3
90%～95%未満	22	19	15	5	14
85%～90%未満	11	10	16	17	16
80%～85%未満	2	2	4	14	9
80%未満	0	0	0	5	3
計	45	45	45	45	45

図5-1 過去5年の経常収支比率の推移

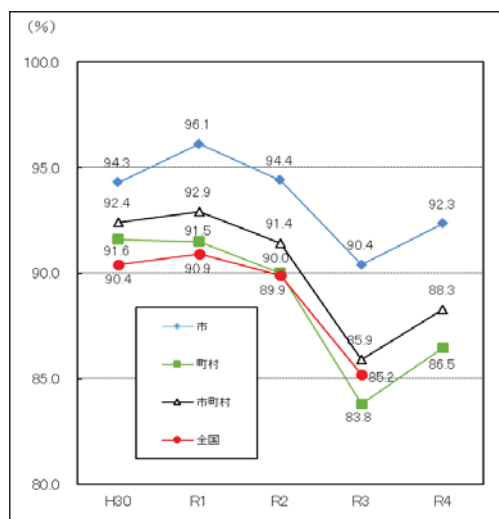
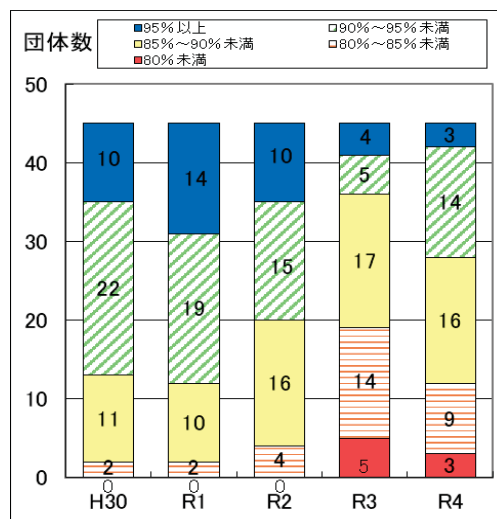


図5-2 過去5年の経常収支比率の段階別団体数



(6) 地方債現在高及び積立金現在高の推移

地方債現在高は、前年度の1兆2,016億87百万円を81億43百万円(0.7%)下回り、1兆1,935億44百万円となった。

また、積立金現在高は、前年度の2,570億99百万円を214億67百万円(8.3%)上回り、2,785億66百万円となった。

表6 地方債現在高及び積立金現在高と標準財政規模

(単位:百万円、%)

区 分	決 算 額			対 前 年 度 増 減 率		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地方債現在高 (A)	1,171,439	1,201,687	1,193,544	3.0	2.6	▲ 0.7
債務負担行為の翌年度以降支出予定額 (B)	189,688	181,629	217,666	0.7	▲ 4.2	19.8
積立金現在高 (C)	231,106	257,099	278,566	2.9	11.2	8.3
財政調整基金	97,979	107,998	117,182	▲ 2.5	10.2	8.5
減債基金	30,237	37,181	42,744	4.0	23.0	15.0
その他の特定目的基金	102,890	111,919	118,640	8.2	8.8	6.0
(A)+(B)-(C)	1,130,021	1,126,217	1,132,644	2.6	▲ 0.3	0.6
標準財政規模 (D)	523,025	553,989	541,409	2.6	5.9	▲ 2.3
(A+B)÷(D)*100	260.2	249.7	260.7			
(C)÷(D)*100	44.2	46.4	51.5			
{(A)+(B)-(C)}÷(D)*100	216.1	203.3	209.2			

令和4年度(2022年度) 市町村別決算状況一覧表(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	特定地方公共団体		歳入	歳出	形式収支	実質収支	実質単年度収支	経常収支比率	財政力指数	地方債現在高	積立金現在高	基金			標準財政規模
	地震	豪雨										うち財調基金	うち減債基金	うちその他特目基金	
熊本市	○		412,806	403,175	9,631	7,576	1,504	93.0	0.70	500,367	29,091	4,303	5,970	18,818	203,631
八代市		○	69,644	67,749	1,895	1,532	8	91.9	0.50	84,056	11,469	3,459	3,046	4,963	33,838
人吉市		○	22,918	21,780	1,137	959	786	94.7	0.44	24,164	5,091	740	2,618	1,733	9,134
荒尾市			28,030	27,730	299	179	▲75	93.2	0.48	18,003	7,095	4,094	532	2,469	12,337
水俣市		○	16,811	15,680	1,131	1,095	69	89.6	0.37	18,589	3,895	1,501	803	1,591	8,731
玉名市			36,722	35,252	1,470	1,417	▲428	97.7	0.44	31,503	8,944	5,175	853	2,916	18,453
山鹿市		○	33,746	31,481	2,265	2,234	▲493	99.2	0.33	31,034	15,526	6,322	6,571	2,633	16,981
菊池市			29,761	28,982	779	727	648	88.8	0.43	30,277	11,961	6,888	1,042	4,032	15,295
宇土市	○		23,382	21,922	1,460	1,282	176	93.8	0.52	22,463	7,256	4,319	868	2,069	9,347
上天草市			21,861	20,488	1,373	1,014	540	90.8	0.25	18,141	8,557	4,066	620	3,871	10,514
宇城市	○		35,906	34,226	1,680	1,033	159	92.9	0.40	41,217	15,613	10,000	733	4,880	18,122
阿蘇市	○		20,213	18,616	1,597	1,423	289	92.9	0.35	20,969	5,017	1,948	120	2,949	10,039
天草市		○	64,703	60,567	4,136	3,792	1,764	90.7	0.28	49,697	18,821	11,515	3,677	3,629	30,442
合志市			29,031	27,411	1,620	1,295	618	83.4	0.64	20,960	8,287	4,069	790	3,428	14,202
市計			845,533	815,059	30,474	25,559	5,565	92.3	0.44	911,442	156,622	68,397	28,244	59,981	411,067
市計(熊本市除く)			432,727	411,884	20,843	17,983	4,061	92.3	0.42	411,075	127,531	64,095	22,274	41,163	207,436
美里町	○		8,543	7,925	618	238	88	91.6	0.23	7,786	4,155	1,805	470	1,880	4,462
玉東町			5,202	4,894	309	265	184	88.8	0.30	2,735	3,577	516	371	2,689	2,158
南関町	○	○	7,285	7,079	206	199	53	91.4	0.39	8,131	2,879	942	210	1,727	3,774
長洲町			8,920	8,625	296	178	▲198	93.9	0.52	6,845	1,270	1,081	54	135	4,248
和水町	○	○	9,095	8,495	600	559	▲635	92.6	0.25	7,516	8,649	2,821	1,788	4,039	4,439
大津町	○		18,127	16,911	1,216	1,102	511	85.3	0.73	17,413	5,941	3,304	516	2,120	9,044
菊陽町			21,580	20,564	1,016	706	406	88.6	0.96	17,417	5,653	2,216	389	3,048	9,514
南小国町	○	○	6,396	5,755	641	444	167	88.1	0.20	3,028	3,070	1,613	5	1,452	2,615
小国町	○	○	8,554	7,183	1,371	776	543	81.2	0.24	6,162	1,529	780	196	553	3,566
産山村	○	○	2,707	2,581	125	116	165	81.6	0.16	2,302	1,285	998	77	209	1,251
高森町	○		10,447	10,040	407	79	66	75.2	0.24	5,278	4,254	2,192	10	2,051	3,152
西原村	○		7,012	6,563	448	344	▲188	88.4	0.34	9,966	4,320	2,589	212	1,519	3,388
南阿蘇村	○		14,664	13,760	903	844	▲118	94.9	0.22	22,089	4,441	1,396	281	2,764	6,185
御船町	○		14,071	13,284	787	667	398	85.8	0.35	14,510	4,472	1,963	295	2,214	5,583
嘉島町	○		7,649	7,372	277	204	320	84.7	0.63	8,627	2,542	1,739	129	675	3,298
益城町	○		24,415	21,896	2,519	2,284	1,352	87.7	0.50	48,842	7,779	1,121	1,836	4,821	8,879
甲佐町	○		9,753	8,798	956	948	▲200	82.6	0.30	10,893	3,809	1,591	448	1,770	4,117
山都町	○	○	16,447	15,059	1,388	999	11	82.5	0.22	8,689	3,362	1,558	314	1,490	7,490
氷川町			8,845	8,326	519	503	▲248	99.5	0.28	6,012	2,738	1,420	63	1,255	4,276
芦北町		○	14,918	14,098	820	773	▲209	89.7	0.35	13,281	5,278	1,420	992	2,866	6,378
津奈木町	○		4,581	4,334	247	138	33	82.2	0.23	2,563	3,660	786	632	2,242	2,224
錦町	○		8,841	8,468	374	247	▲52	79.4	0.38	5,565	3,715	1,502	521	1,692	3,576
多良木町	○		9,130	8,130	1,000	459	11	83.1	0.24	6,316	3,501	1,087	623	1,791	4,194
湯前町		○	5,217	4,651	566	300	▲50	87.7	0.16	3,293	2,187	1,047	104	1,036	2,121
水上村	○	○	6,430	5,737	693	535	▲505	83.0	0.16	3,533	4,393	591	574	3,229	1,978
相良村		○	5,847	5,358	489	281	260	86.8	0.20	3,617	2,177	1,598	64	516	2,411
五木村	○	○	3,752	3,515	236	204	▲125	85.6	0.21	3,480	2,724	883	354	1,487	1,434
山江村		○	5,343	4,666	677	663	94	87.8	0.15	3,357	2,454	1,006	304	1,144	2,026
球磨村		○	8,187	6,871	1,316	806	▲19	77.4	0.15	5,527	4,390	1,123	1,328	1,939	2,415
あさぎり町		○	14,403	13,436	967	726	400	85.8	0.23	11,044	9,830	4,760	1,046	4,024	6,587
苓北町			5,874	5,557	317	277	285	87.2	0.43	6,283	1,912	1,336	294	282	3,557
町村計			302,235	279,932	22,303	16,866	2,802	86.5	0.32	282,102	121,944	48,785	14,500	58,659	130,342
市町村計			1,147,768	1,094,991	52,776	42,425	8,367	88.3	0.36	1,193,544	278,566	117,182	42,744	118,640	541,409
市町村計(熊本市除く)			734,962	691,816	43,146	34,849	6,863	88.2	0.35	693,177	249,475	112,880	36,774	99,822	337,778

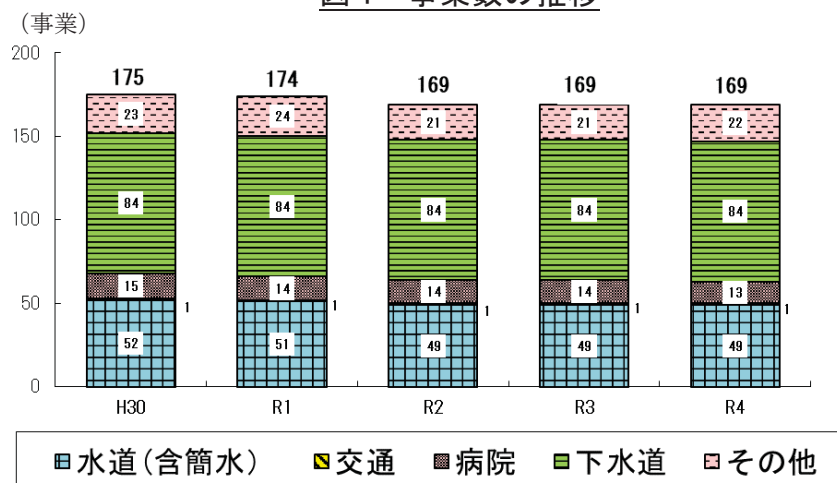
※ 表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。
 ※ 小数点第一位まで計上している数値の単位は「%」、それ以外は「百万円」である。
 ※ また、「%」で示されている数値の市計、町村計及び市町村計はそれぞれの該当団体の数値の単純平均である。
 ※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。

2. 地方公営企業会計決算の概要

(1) 事業数

事業数は、前年度同様 169 事業（うち法適用事業 91 事業、法非適用事業 78 事業）となった。

図 1 事業数の推移

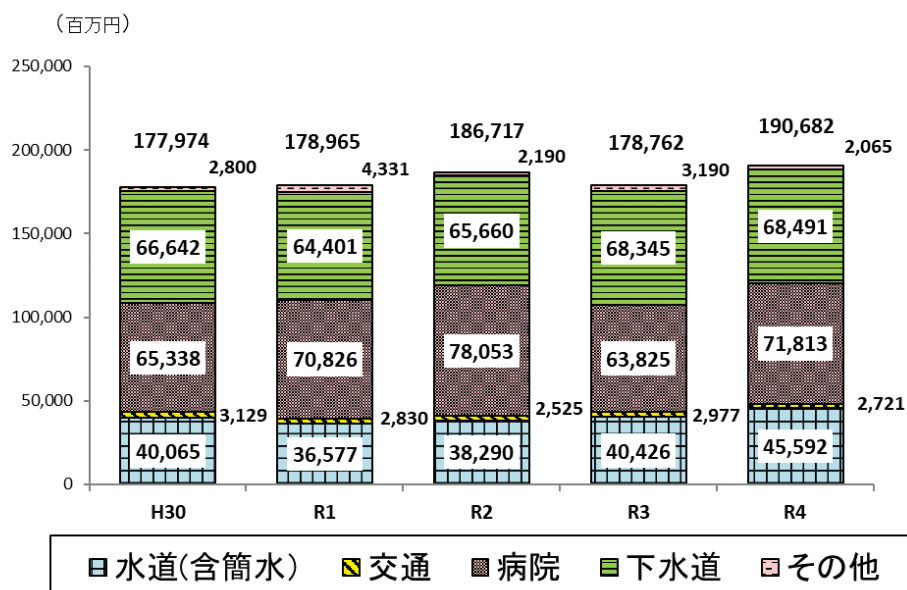


(2) 決算規模

決算規模※は、水道事業及び下水道事業において、施設の老朽化に伴う更新工事（建設改良費）が増加したほか、病院事業において、新病院の建設事業や医療機器購入により、建設改良費が大幅に増加し、1,906 億 82 百万円（対前年度比 119 億 20 百万円、6.7%）となった。

※決算規模：収益的支出（減価償却費を除く）、資本的支出及びそれらに係る消費税の合計

図 2 決算規模の推移



(3) 経営状況

公営企業全体の総収支は、新型コロナウイルス感染症に係る補助金の減少等により病院事業の黒字幅が縮小したことで、全体の黒字幅も縮小し、152億73百万円（対前年度比▲29億1百万円、▲16.0%）の黒字となっている。黒字事業は151事業、赤字事業は18事業となった。

法適用企業で累積欠損金を有する事業は、21事業で、その額は、病院事業における黒字計上等により減少し、200億4百万円（対前年度比▲29億75百万円、▲13.0%）となった。

法適用企業で不良債務を有する事業は、5事業で、その額は、特定環境保全公共下水道事業における流動資産の減少等により増加し、2億90百万円（対前年度比16百万円、6.0%）となった。

法適用企業で資本不足①※1となっている事業は、3事業で、その額は、病院事業における資産の増加により、106億76百万円に減少した。

表 3-1 全体の経営状況

（単位：百万円）

区分	収支額		黒字				赤字				
			R3		R4		R3		R4		
	金額	金額	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	
法適用企業	上水道	4,065	3,835	4,247	23	3,966	23	182	6	131	6
	簡水	9	17	9	2	17	2	0	0	0	0
	交通	▲34	238	0	0	238	1	34	1	0	0
	病院	10,787	7,308	10,898	13	7,308	13	110	1	0	0
	下水道	2,657	3,244	3,309	29	3,616	29	652	12	371	12
	その他	37	30	37	4	30	4	0	0	0	0
小計	17,522	14,672	18,500	71	15,175	72	978	20	508	18	
特定環境保全公共下水道事業	簡水	172	170	172	18	170	18	0	0	0	0
	下水道	186	237	193	42	237	43	7	1	0	0
	その他	295	193	295	17	193	18	0	0	0	0
小計	652	601	660	77	601	79	7	1	0	0	
合計	18,174	15,273	19,159	148	15,775	151	985	21	508	18	

表 3-2 累積欠損金、不良債務及び資本不足の状況

（単位：百万円）

区分	累積欠損金				不良債務				※1：資本不足①				※2：資本不足②			
	R3		R4		R3		R4		R3		R4		R3		R4	
	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
法適用企業	上水道	143	4	245	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡水	32	1	31	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院	20,531	6	17,336	5	0	0	0	12,915	1	10,660	1	4,703	1	2,781	1
	下水道	2,273	11	2,393	11	273	6	290	5	13	2	16	2	4	1	6
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	22,979	22	20,004	21	273	6	290	5	12,928	3	10,676	3	4,707	2	2,787	

※1：資本不足① 資本不足額(△)＝資産合計－負債合計

※2：資本不足② 資本不足額(△)＝資産合計－〔負債合計－繰延収益(長期前受金)〕

貸借対照表上で負債として計上されている長期前受金に返済義務がないため、参考として、負債から長期前受金を控除した額を算出している。

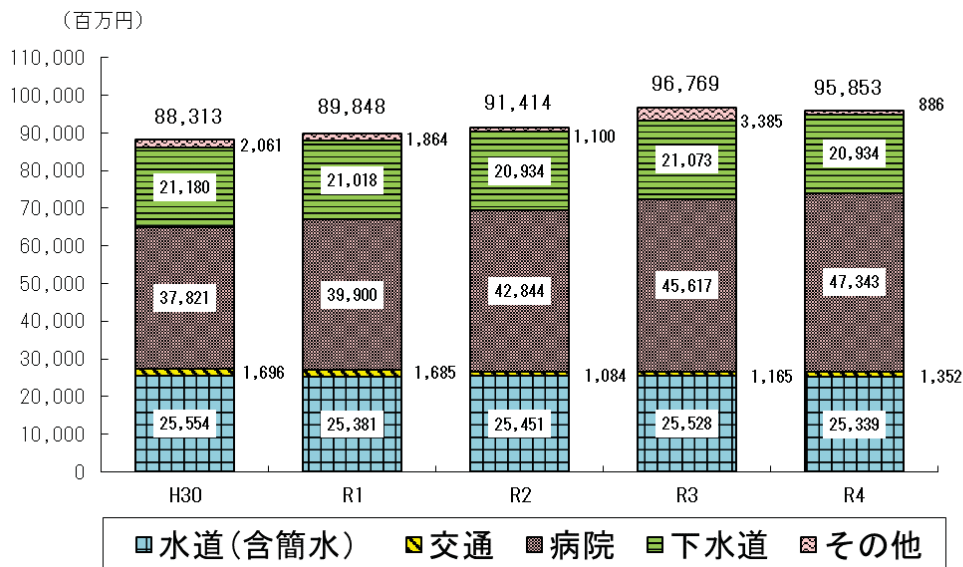
表 3-3 個別事業の経営状況

区分 (団体数)		R4年度該当団体	R3年度からの増減
上水道	純損失 (6)	荒尾市、玉名市、宇城市、小国町、錦町、あさぎり町	増：荒尾市、玉名市、小国町、あさぎり町 減：南阿蘇村、甲佐町、山都町、上天草・宇城水道企業団
	累積欠損金 (4)	玉名市、宇城市、錦町、あさぎり町	増：玉名市、あさぎり町 減：山都町、上天草・宇城水道企業団
	不良債務	無し	無し
	資本不足	無し	無し
簡易水道	純損失	無し	無し
	累積欠損金 (1)	八代市	無し
	不良債務	無し	無し
	資本不足	無し	無し
交通	純損失	無し	減：熊本市
	累積欠損金	無し	無し
	不良債務	無し	無し
	資本不足	無し	無し
病院	純損失	無し	増：無し 減：宇城市
	累積欠損金 (5)	熊本市、上天草市、宇城市、阿蘇市、小国郷公立病院組合	増：無し 減：山鹿市
	不良債務	無し	無し
	資本不足 (1)	熊本市	無し
下水道 (法適)	純損失 (12)	人吉市(公共)、水俣市(公共)、玉名市(農集)、菊池市(特排)、宇城市(公共)、宇城市(農集)、合志市(特環)、合志市(農集)、長洲町(特排)、長洲町(個排)、大津町(公共)、大津町(農集)	増：水俣市(公共)、玉名市(農集)、菊池市(特排)、合志市(農集)、 減：宇城市(特環)、合志市(公共)、南関町(特環)、あさぎり町(簡易排水)
	累積欠損金 (11)	玉名市(農集)、菊池市(特排)、宇城市(農集)、合志市(公共)、合志市(特環)、合志市(農集)、南関町(特環)、長洲町(特排)、長洲町(個排)、大津町(公共)、大津町(農集)	増：玉名市(農集) 減：あさぎり町(簡易排水)
	不良債務 (5)	山鹿市(特環)、宇城市(公共)、宇城市(特環)、長洲町(特排)、長洲町(個排)	増：無し 減：南関町(特環)
	資本不足 (2)	長洲町(特排)、長洲町(個排)	無し
簡易水道 (法非適)	赤字	無し	無し
下水道 (法非適)	赤字	無し	増：無し 減：阿蘇市(公共)
その他 (法非適)	赤字	無し	無し

(4) 料金収入

料金収入は、病院事業においてコロナによる受診控えの解消等により入院・外来収益が増加するも、宅地造成事業において売却収入が大幅に減少した影響を受け、958億53百万円（対前年度比▲9億16百万円、▲0.9%）となった。

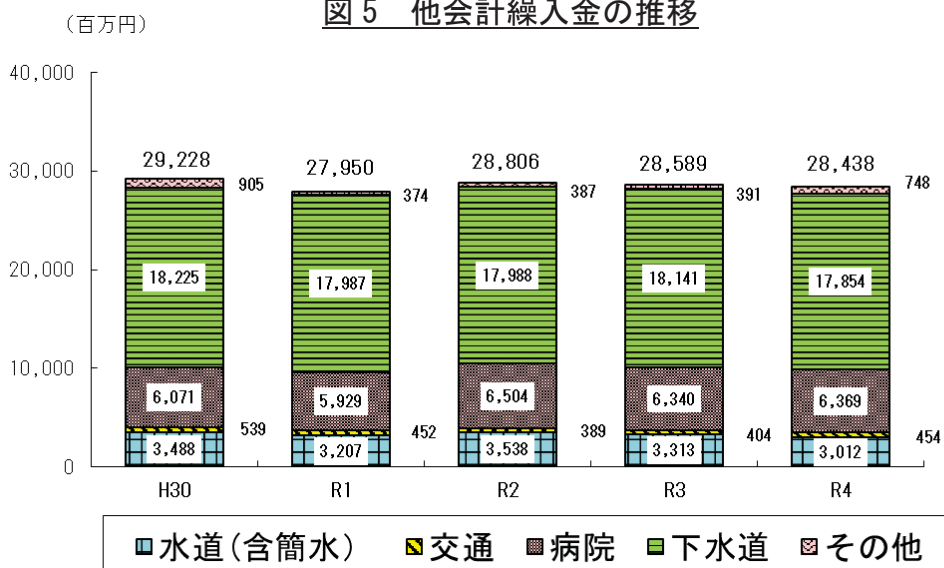
図4 料金収入の推移



(5) 他会計繰入金

他会計繰入金は、水道事業や下水道事業において収益増大し、赤字補填や企業債償還金充当のための繰入金が減少したこと等により、284億38百万円（対前年度比▲1億51百万円、▲0.5%）となった。

図5 他会計繰入金の推移



(6) 建設改良費

建設改良費は、新病院の建設工事や下水処理施設の改築工事等の増加により、510億43百万円（対前年度比52億36百万円、11.4%）となった。

建設改良に係る企業債発行額は、244億72百万円（対前年度比70億87百万円、40.8%）となった。

図 6-1 建設改良費の推移

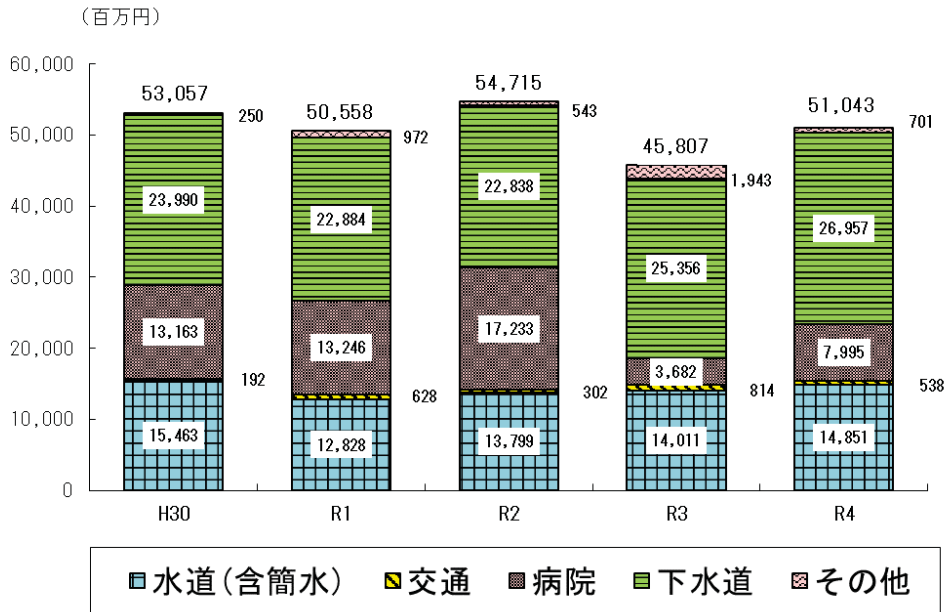
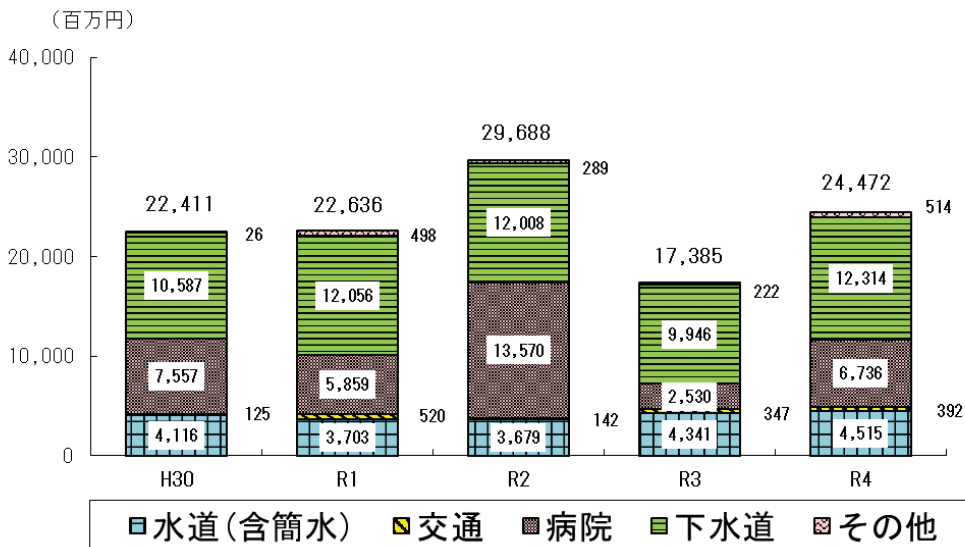


図 6-2 建設改良に係る企業債発行額の推移

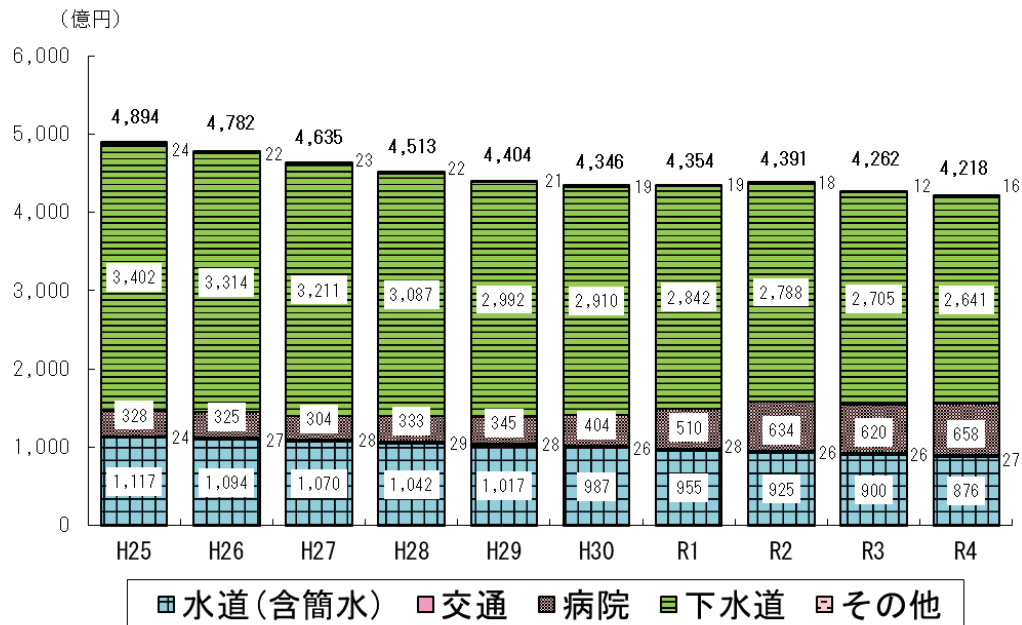
(借換えなどに係る企業債を除いたもの)



(7) 企業債現在高

企業債現在高は、年間の発行額より償還額が多かったため減少し、4,218億13百万円（対前年度比▲44億31百万円、▲1.0%）となった。

図7 企業債現在高の過去10年間の推移



Ⅱ 令和4年度（2022年度）市町村決算に係る健全化判断比率等の概要（速報値）について

（健全化判断比率・資金不足比率について）

実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率：元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率：将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率：公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率

1. 健全化判断比率

- ・ 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じている団体はなく、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
- ・ 実質公債費比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
（県内市町村平均（単純平均）は、8.3%（前年度比+0.3ポイント））
- ・ 将来負担比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
（将来負担比率が生じた団体は、21 団体（前年度比▲3 団体））

（参考）早期健全化基準及び財政再生基準の比較

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じて※ 11.25～15 %	20 %
連結実質赤字比率	財政規模に応じて※ 16.25～20 %	30 %
実質公債費比率	25 %	35 %
将来負担比率	350 %	—
基準以上となった場合	財政健全化計画の策定・報告	財政再生計画の策定・報告 地方債の起債の制限

※1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は、当該団体の標準財政規模に応じて算定される。

令和4年度(2022年度)市町村決算に係る健全化判断比率等一覧(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	特定地方公共団体		経常収支比率			実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			積立金現在高 (財政調整基金+減債基金)		
	地震	豪雨	R3	R4	増減	R4	(早期健全化基準)	R4	(早期健全化基準)	R3	R4	増減	R3	R4	増減	R3	R4	増減
熊本市	○		90.8	93.0	2.2	—	(11.25)	—	(16.25)	5.4	5.4	0.0	104.6	102.2	▲2.4	9,943	10,273	330
八代市		○	88.8	91.9	3.1	—	(11.65)	—	(16.65)	9.2	9.3	0.1	90.3	90.1	▲0.2	5,363	6,506	1,143
人吉市		○	92.3	94.7	2.4	—	(13.49)	—	(18.49)	5.6	6.9	1.3	24.8	15.9	▲8.9	3,229	3,358	129
荒尾市			89.6	93.2	3.6	—	(13.02)	—	(18.02)	9.4	9.5	0.1	12.1	53.4	▲41.3	4,368	4,626	258
水俣市		○	85.3	89.6	4.3	—	(13.58)	—	(18.58)	9.8	9.5	▲0.3	33.1	15.2	▲17.9	1,533	2,304	771
玉名市			95.7	97.7	2.0	—	(12.57)	—	(17.57)	8.9	9.1	0.2	10.5	9.3	▲1.2	5,977	6,027	51
山鹿市		○	95.0	99.2	4.2	—	(12.65)	—	(17.65)	9.4	9.9	0.5	—	—	—	12,077	12,893	815
菊池市			87.7	88.8	1.1	—	(12.76)	—	(17.76)	10.4	9.2	▲1.2	13.7	6.5	▲7.2	7,509	7,929	420
宇土市	○		87.6	93.8	6.2	—	(13.45)	—	(18.45)	10.6	11.1	0.5	—	—	—	4,577	5,187	610
上天草市			93.6	90.8	▲2.8	—	(13.25)	—	(18.25)	11.5	11.6	0.1	—	—	—	4,204	4,686	482
宇城市	○		89.8	92.9	3.1	—	(12.59)	—	(17.59)	9.1	10.4	1.3	22.9	22.7	▲0.2	10,311	10,733	423
阿蘇市	○		92.0	92.9	0.9	—	(13.33)	—	(18.33)	8.1	8.5	0.4	47.4	52.9	5.5	1,868	2,068	200
天草市		○	89.4	90.7	1.3	—	(11.79)	—	(16.79)	9.5	9.7	0.2	0.6	—	▲0.6	12,894	15,191	2,298
合志市			88.0	83.4	▲4.6	—	(12.84)	—	(17.84)	6.7	7.1	0.4	—	—	—	4,448	4,859	411
美里町	○		86.8	91.6	4.8	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	6.7	0.3	—	—	—	2,178	2,275	97
玉東町			87.5	88.8	1.3	—	(15.00)	—	(20.00)	4.7	5.7	1.0	—	—	—	886	887	1
南関町	○	○	88.5	91.4	2.9	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	8.4	0.0	28.0	29.4	1.4	1,048	1,152	104
長洲町			90.3	93.9	3.6	—	(15.00)	—	(20.00)	6.9	6.6	▲0.3	29.3	35.6	6.3	1,091	1,134	44
和水町	○	○	89.5	92.6	3.1	—	(15.00)	—	(20.00)	10.3	10.2	▲0.1	—	—	—	3,731	4,610	878
大津町	○		81.3	85.3	4.0	—	(13.51)	—	(18.51)	6.5	5.7	▲0.8	—	—	—	3,286	3,820	534
菊陽町			83.3	88.6	5.3	—	(13.42)	—	(18.42)	5.0	5.9	0.9	24.4	20.1	▲4.3	2,585	2,605	20
南小国町	○	○	80.1	88.1	8.0	—	(15.00)	—	(20.00)	5.7	6.5	0.8	—	—	—	1,437	1,617	181
小国町	○	○	80.5	81.2	0.7	—	(15.00)	—	(20.00)	7.7	7.9	0.2	4.7	1.3	▲3.4	884	976	92
産山村	○	○	74.9	81.6	6.7	—	(15.00)	—	(20.00)	7.1	7.4	0.3	—	—	—	895	1,076	181
高森町	○		77.5	75.2	▲2.3	—	(15.00)	—	(20.00)	5.6	5.4	▲0.2	—	—	—	2,044	2,202	158
西原村	○		85.1	88.4	3.3	—	(15.00)	—	(20.00)	7.2	8.1	0.9	—	—	—	2,738	2,801	63
南阿蘇村	○		96.6	94.9	▲1.7	—	(14.36)	—	(19.36)	10.3	11.5	1.2	41.3	40.1	▲1.2	1,675	1,677	2
御船町	○		84.0	85.8	1.8	—	(14.65)	—	(19.65)	11.6	13.5	1.9	37.3	12.9	▲24.4	1,724	2,258	534
嘉島町	○		84.7	84.7	0.0	—	(15.00)	—	(20.00)	9.4	10.1	0.7	76.9	94.6	17.7	1,717	1,867	150
益城町	○		86.6	87.7	1.1	—	(13.54)	—	(18.54)	8.8	9.4	0.6	38.1	32.3	▲5.8	2,722	2,957	235
甲佐町	○		80.1	82.6	2.5	—	(15.00)	—	(20.00)	6.3	6.7	0.4	32.0	—	▲32.0	1,619	2,039	420
山都町	○	○	79.8	82.5	2.7	—	(13.89)	—	(18.89)	4.6	4.3	▲0.3	2.2	2.1	▲0.1	1,373	1,872	499
氷川町			95.5	99.5	4.0	—	(15.00)	—	(20.00)	10.5	12.5	2.0	35.1	12.8	▲22.3	1,565	1,483	▲82
芦北町	○		86.3	89.7	3.4	—	(14.28)	—	(19.28)	4.3	4.6	0.3	—	—	—	1,856	2,412	556
津奈木町	○		81.9	82.2	0.3	—	(15.00)	—	(20.00)	2.6	2.9	0.3	—	—	—	1,361	1,418	58
錦町	○		81.2	79.4	▲1.8	—	(15.00)	—	(20.00)	8.6	8.3	▲0.3	23.1	12.2	▲10.9	1,790	2,023	233
多良木町	○		82.5	83.1	0.6	—	(15.00)	—	(20.00)	7.8	8.5	0.7	3.3	—	▲3.3	1,589	1,710	121
湯前町		○	78.7	87.7	9.0	—	(15.00)	—	(20.00)	5.1	5.6	0.5	—	—	—	1,006	1,151	145
水上村	○	○	80.5	83.0	2.5	—	(15.00)	—	(20.00)	11.4	11.0	▲0.4	—	—	—	1,495	1,164	▲331
相良村		○	83.0	86.8	3.8	—	(15.00)	—	(20.00)	8.2	8.4	0.2	—	—	—	1,668	1,661	▲7
五木村	○	○	82.5	85.6	3.1	—	(15.00)	—	(20.00)	8.9	10.1	1.2	—	—	—	1,058	1,237	180
山江村		○	86.1	87.8	1.7	—	(15.00)	—	(20.00)	10.9	10.0	▲0.9	—	—	—	1,223	1,310	87
琢磨村		○	73.8	77.4	3.6	—	(15.00)	—	(20.00)	5.4	6.0	0.6	—	—	—	1,778	2,451	674
あさぎり町		○	84.1	85.8	1.7	—	(14.20)	—	(19.20)	8.3	8.1	▲0.2	—	—	—	5,449	5,806	357
苓北町			85.1	87.2	2.1	—	(15.00)	—	(20.00)	12.9	12.4	▲0.5	49.3	32.2	▲17.1	1,408	1,630	222
			85.9	88.3	2.4	—	—	—	—	8.0	8.3	0.3				3,226	3,554	328

- ※ 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。
- ※ ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じて設定)である。
- ※ 前年度に引き続き、全団体の実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。
- ※ 実質公債費比率の早期健全化基準: 25%
- ※ 将来負担比率の早期健全化基準 :350%
- ※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、
「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。

2. 公営企業の資金不足比率

・ 県内 138 の公営企業会計中、資金不足比率の発生はなかった。

表 1 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

公営事業名	市町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 26	0 / 3	0 / 29
簡易水道事業	0 / 20	0 / 0	0 / 20
工業用水道事業	0 / 4	0 / 0	0 / 4
交通事業	0 / 1	0 / 0	0 / 1
電気事業	0 / 2	0 / 0	0 / 2
港湾整備事業	0 / 0	0 / 0	0 / 0
病院事業	0 / 10	0 / 2	0 / 12
と畜場事業	0 / 0	0 / 0	0 / 0
宅地造成事業	0 / 9	0 / 0	0 / 9
下水道事業	0 / 59	0 / 0	0 / 59
観光施設事業	0 / 2	0 / 0	0 / 2
合計	0 / 133	0 / 5	0 / 138

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数です。

(参考) 資金不足比率の経営健全化基準

20%

※経営健全化基準が20%以上となった場合は、経営健全化計画の策定・報告等が必要

Ⅲ 令和2年7月豪雨被災市町村の状況について (特定地方公共団体※のみ)

1. 普通会計

- 特定地方公共団体22団体の決算規模は、歳入総額が前年度から344億円減の3,450億円、歳出総額が前年度から358億円減の3,227億円となった。

各種財政指標の状況は、以下のとおり。

実質公債費比率 (早期健全化基準:25%)	前年度から0.2ポイント増加し、7.9%となりました。災害復旧事業の地方債発行に係る元利償還は今後本格化する見込みですが、災害復旧事業に係る地方債は元利償還に対する交付税措置率が高いことから、実質負担が抑えられ、今後も大きな影響は生じないと考えられます。
将来負担比率 (早期健全化基準:350%)	将来負担比率が生じた団体は、前年度から2団体減少し、7団体となりました。また、7団体のうち、前年度から比率が減少した団体は6団体で、主な減少要因は、財政調整基金等への積立てにより充当可能基金が増加したためです。

- 令和4年度決算では、国の様々な財政支援によって、財政的に大きな影響は生じていない。しかし、今後進められる復興に向けた取組みについては、災害復旧事業と同様の地方財政措置は講じられないことから、引き続き、丁寧に財政事情を把握していくこととしている。

【参考3】 特定地方公共団体の決算収支

(単位:億円、%)

区分		令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
歳入総額	A	3,793	3,450	▲344	▲9.1
歳出総額	B	3,585	3,227	▲358	▲10.0
形式収支	C=A-B	209	223	14	6.7
翌年度繰越財源	D	34	44	10	30.7
実質収支	C-D	175	178	4	2.0

【参考4】 特定地方公共団体の財政指標及び積立金

(単位:億円、%)

区分	令和3年度	令和4年度	増減	増減率
経常収支比率	83.9	86.9	3.1	-
実質公債費比率	7.7	7.9	0.2	-
積立金現在高	1,086	1,199	113	10.4
財政調整基金	446	481	35	7.8
減債基金	202	258	57	28.2
その他特定目的基金	438	460	22	4.9

※ 特定地方公共団体：公共土木施設、公立学校、公営住宅など（社会教育施設を含まない）公共施設の災害復旧事業に係る当該市町村の負担額が標準税収入の5/100を超える団体

（八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、天草市、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、山都町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町が該当（22団体））

2. 公営企業会計

- 特定地方公共団体22団体の事業のうち、法適用事業では、総収入は4億円減少し、総費用は4億93百万円増加しました。総収入の主な減少要因は、病院事業における、新型コロナウイルス感染症に係る補助金の減少によるものであり、総費用の主な増加要因は、病院事業における、職員給与費の増加や薬品等の材料費高騰によるものです。法非適用事業では、総収入が9百万円増加し、総費用が62百万円減少しました。総費用の主な減少要因は、観光事業において、前年度、コロナの影響により増額となっていた指定管理料の減少と、介護事業における、サービス休止に伴う事業費の減少によるものです。
- 総収入のうち、料金収入は、法適用事業では2億93百万円増加しており、主な増加要因は、病院事業において、コロナによる受診控えの解消に伴う入院及び外来収益の増加によるものです。法非適用事業では1億29百万円減少しており、主な減少要因は、介護事業において事業の休止や入所者数の減少によるものです。
- 黒字事業は73事業、赤字事業は5事業となっていますが、資金不足の団体はなく、豪雨災害の発生により経営に大きな影響を受けている状況は見受けられませんが、引き続き、丁寧に財政事情を把握していくこととしています。

【参考5】特定地方公共団体の決算状況

(単位：億円、%)

区分		令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
法適用事業	総収入	352	348	▲4	▲1.1
	総費用	310	315	5	1.6
法非適用事業	総収入	35	35	0	0.3
	総費用	24	23	▲1	▲2.6

【参考6】特定地方公共団体の料金収入

(単位：億円、%)

(1) 法適用事業

事業区分	令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
水道	44.9	44.1	▲0.8	▲1.8
病院	126.4	130.8	4.5	3.5
下水道	31.5	30.7	▲0.7	▲2.3
総計	202.7	205.6	2.9	1.4

(2) 法非適用事業

事業区分	令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
簡易水道	3.7	3.8	0.1	2.6
下水道	9.3	9.0	▲0.2	▲2.2
その他	4.7	3.5	▲1.2	▲25.3
総計	17.6	16.3	▲1.3	▲7.3

IV 用語の説明

1. 普通会計

【形式収支】

歳入から歳出を差し引いた額である。

【実質収支】

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額で、形式収支に発生主義的要素を加味した実質的な収支である。

【単年度収支】

当該年度の実質収支から前年度の実質収支額を差し引いた額をいう。実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、この単年度収支は当該年度のみ収支である。

【実質単年度収支】

実質収支が前年度以前からの収支の累積であるのに対し、その影響を控除したものが単年度収支であり、単年度収支に、実質的な黒字要素（積立金及び繰上償還金）を加え、実質的な赤字要素（基金の取崩額）を差し引いたものが実質単年度収支である。

【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源等があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。

$$\frac{\text{経常経費充当の一般財源等額}}{\text{経常一般財源等総額}} \times 100\%$$

※ 分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額等を加算して算出する。

【財政力指数】

普通交付税算定の際に用いる基準財政需要額（地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源）に対して基準財政収入額（標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等）がどれだけあるのかを示すもの。当該数値が大きいくほど財源に余裕があるとされ、独自施策の実施が可能となる。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

2. 公営企業会計

【法適用企業】

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

【法非適用企業】

地方財政法施行令第46条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

【純損益】

法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額をいう。

なお、純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいる。

※ 法適用企業のみ概念。法非適用企業については実質収支参照。

【実質収支】

法非適用企業において、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいる。

【累積欠損金】

法適用企業において、営業活動によって損失（赤字）を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によってもなお補填ができなかった各事業年度の損失（赤字）額が累積したものをいう。

【不良債務】

実質的な資金ベースでの赤字額。企業の経営状況を資金面からみた場合に、資金不足のために一時借入金に依存しなければならない状況を表している。具体的には、流動負債が流動資産を上回る場合の当該超過額をいう。

$$\text{不良債務} = \text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})$$

※ 流動負債 支払期限が1年以内に到来する負債。

※ 流動資産 現金及び短期間（1年）のうちに回収・現金化される資産。

【資本不足】

貸借対照表において負債が資産を上回る状態のこと。

$$\text{資本不足} = \text{資産合計} - \text{負債合計}$$

【他会計繰入金】

一般会計等からの「繰入金」、「出資金」、「補助金」、「借入金」の合計額である。公営企業の経費の中には、水道事業における消火栓の設置費及び維持管理費等、本来一般会計が負担すべき経費や一般会計が負担することが適当な経費がある。

3. 健全化判断比率

【実質赤字比率】：財政規模に占める赤字額の割合

福祉、教育、まちづくり等の実施に伴う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[\left(\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \right) \times 100\% \right]$$

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 ※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて11.25～15% ※2 財政再生基準：20%

【連結実質赤字比率】：財政規模に占める公営企業を含む赤字額の割合

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[\left(\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \right) \times 100\% \right]$$

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 ※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて16.25～20% ※2 財政再生基準：30%

【実質公債費比率】：財政規模に占める地方債等の過去3年間の実質的な償還額の割合

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。（過去3年間の平均値）

$$\frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）} - \text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100\%$$

- ・平成18年度に地方債の発行手続きが許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入された。
- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：25% ※2 財政再生基準：35%

- ・なお、この指標が18%以上の団体は、地方債の発行について許可を要する。

【将来負担比率】：財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

$$\frac{\text{将来負担額}-(\text{充当可能基金額}+\text{特定財源見込額}+\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模}-(\text{元利償還金}\cdot\text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$$

- ・早期健全化基準（350%）以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・将来負担比率には財政再生基準は設けられていない。

4. 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上の団体は経営健全化計画の策定を義務づけられる。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

(1) 資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝〔流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産〕－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝〔歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額〕－解消可能資金不足額

※ 事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額（①＋②）を控除する（解消可能資金不足額）。

〔解消可能資金不足額の算定方法〕

①次のいずれかの方式で算定した額

- ・累積償還・償却差額算定方式
- ・減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式
- ・個別計画策定算定方式及び基礎控除額算定方式

②資金不足額にカウントされている特定の地方債の現在高のうち退職手当債等の現在高

※ 事業として土地の販売を行う企業について、販売を目的として所有する土地の売却による収入見込額に係る特例を設ける（売出を開始した土地の売却による収入の見込額のみを黒字要素として算入する）。

(2) 事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額を用いる。